

統計法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ ○	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）	1
○ ○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	2

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第二（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一、八 （略）	（略）	（略）

<p>九 国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却について基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p>	<p>一 調査票の配布の補助に関する事務  二 調査票（土地及び建物の所有及び利用の調査であつて、会社以外の法人のうち都道府県知事が調査票を取集すべきものとして国土交通省令で定めるものの調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の取集に関する事務  三 調査票の審査に関する事務  四 調査票への必要な事項の記入に関する事務  五 国土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務  六 調査の広報に関する事務  七 国土交通大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務  八 国土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務  九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
---	----------------------------	--

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）  
第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。